

山形技術者倫理ニュースレター 第8号(2025年11月)

発行：日本技術士会山形県支部倫理委員会

日本技術士会山形県支部の倫理委員会は、2025年度の活動として、第1回ワークショップを開催しました。今回は、講演(オンライン)とワークショップ(対面形式)を行いました。本号は、参加できなかった会員の皆様に紹介するため、ワークショップの内容を掲載します。なお、講演の詳細については、次号に掲載します。

令和7年度技術者倫理ワークショップ

第1回ワークショップ

日時：令和7年9月26日（金）13:45～16:50

場所：山形テルサ 交流室A（山形市双葉町1-2-3）

参加人数：22名（山形県支部会員18名、東北本部倫理研究委員会他4名）

概要：湯澤支部長挨拶のあと、消費者庁 三宅・倉本様からオンラインによる講演を拝聴しました。机配置替え後にワークショップのプログラムの説明、4班(内1班はオンライン)に分かれて、事例をもとに意見交換、最後に、各班からの内容発表を行いました。



湯澤支部長挨拶

(1) 講演：「公益通報者保護法の概要について」

講師：[消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）付] 三宅参事官補佐

[消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）付] 倉本主査

講演内容：令和7年公益通報保護法の改正概要について（概要は、次号に掲載予定）



講演画面



講演状況

(2) ワークショップ

創作事例「公共工事の施工ミスー通報するか、黙認するか？」について、事例確認を行った後に、事前に用意した問い合わせ(4問)について参加者間で意見交換を行った。

① ワークショップのプログラム

時間	内容	目的
0～5分 (5分)	手順説明	事務局よりワークショップ手順を説明
5～10分 (5分)	事例確認	事例を読み、討議の問い合わせを理解する
10～35分 (25分)	討議Ⅰ (問い合わせ1～3)	参加者から意見を求める 問題点や論点を整理する
35～55分 (20分)	討議Ⅱ (問い合わせ4)	参加者から意見を求める 自分ならどう行動するかを考える
55～75分 (20分)	発表準備	意見をまとめ、発表資料に整理する
75～90分 (15分)	発表	各班から発表 (3班×5分)



ワークショップ状況(1)



ワークショップ状況(2)



ワークショップ状況(3)



ワークショップ状況(4)



発表(1)



発表(2)

② ワークショップでの意見内容

各班がワークショップで問い合わせに対して意見を出し合まとめた結果は以下の通り。

班分け：1班（5名）、2班（5名）、3班（4名）、4班（オンライン）（4名）計18名

1班

討議の問い合わせ	グループの結論・主な意見
1. このケースは「公益通報」にあたるか？	事実はしっかり報告する。基準逸脱なら公益通報に該当。原因を含めた報告が重要。
2. 安全に問題がなければ報告しなくてもよいか？	安全に問題がなくとも報告すべき。契約条件と異なる場合は報告義務がある。
3. 誰に、どのルートで伝えるべきか？	直属の上司（会社）→元請上司→発注者。発注者側の報告先の判断は難しい。
4. あなたがこの立場だったら？	10cm のズレが将来的にどのような損害を与えるか考えて行動する。
◎技術者としての学び	問題を共有できる組織文化の必要性。安全・公共性を最優先に行動する姿勢。

2班

討議の問い合わせ	グループの結論・主な意見
1. このケースは「公益通報」にあたるか？	公益通報に該当する可能性あり。逸脱の常態化を防ぐ必要。
2. 安全に問題がなければ報告しなくてもよいか？	安全性を設計者と確認のうえ、報告すべき。
3. 誰に、どのルートで伝えるべきか？	現場担当者→現場監督→所長→発注者。
4. あなたがこの立場だったら？	その場の安全が確保されても、関連工事への影響を確認する。報告を促す。
◎技術者としての学び	志向倫理の視点から、より良くなるように行動すべき。

3班

討議の問い合わせ	グループの結論・主な意見
1. このケースは「公益通報」にあたるか？	公益通報に該当するのではないか。公共財産も対象となる。
2. 安全に問題がなければ報告しなくてもよいか？	安全性は未確認。報告してチェックすべき。
3. 誰に、どのルートで伝えるべきか？	自社→元請→発注者。段階的に報告。
4. あなたがこの立場だったら？	まず同僚に相談し、次に会社の品質管理部門へ報告。
◎技術者としての学び	ミスに気づいた時点で情報共有・対応を検討すべき。

4班

討議の問い合わせ	グループの結論・主な意見
1. このケースは「公益通報」にあたるか？	契約・協議の範囲内であり、公益通報にはあたらない。
2. 安全に問題がなければ報告しなくてもよいか？	明らかな施工ミスであり、報告は当然。
3. 誰に、どのルートで伝えるべきか？	所属会社→元請→発注者。ステップを踏み、関係性を大切に報告する。
4. あなたがこの立場だったら？	倫理的行動をとり、必要に応じ訴訟も覚悟して対応。
◎技術者としての学び	技術者としての誇りを持ち、国民の生命と財産を守る意識を共有。

【全体傾向】

多くの班が「安全性の有無にかかわらず報告すべき」とし、報告ルートは自社→元請→発注者の段階的伝達を基本としていた。

一方で、公益通報に該当するかについては意見が分かれた。

共通して「誠実な報告と組織的対応」および「技術者としての誇り」が重要との認識であるとの認識が得られた。

○参加者アンケート

参加者 22 名のうち約半数にあたる 12 名から回答をいただきました。全員が「非常にそう思う」「ややそう思う」と回答しており、概ね肯定的な評価を得ることができました。自由意見では、「難しいテーマだが有意義だった」「討議形式が理解を深めた」といった前向きな感想が多く寄せられました。一方で、「Web 参加者の音声が聞き取りづらい」などの改善点も指摘されました。

今後は、Web 環境の改善や事前資料の充実を図り、より参加しやすく実りあるワークショップを目指します。

会員の皆様の積極的なご参加をお待ちしています。

編集後記

本号では、令和 7 年度第 1 回ワークショップの内容を掲載しました。今回は、消費者庁から 2 名の外部講師をお迎えし、「公益通報者保護法」に関する専門的な知識を学ぶ企画としたところ、参加者の皆様から概ね好評をいただきました。

今後も、**技術者倫理**に関するさまざまな話題を取り上げ、皆様のお役に立つ情報をお届けしてまいります。あわせて、皆様からのご意見やご投稿も隨時受け付けておりますので、お気軽にお寄せください。

(安達記)